

第3章

産業教育の振興と家庭科

1. 中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案）（1951.12.25）

〈資料1〉 中学校学習指導要領 職業・家庭科編（試案）昭和26年（1951）改訂版

第1章 職業・家庭科の性格と目標

第1節 職業・家庭科の性格

1. 中学校における職業・家庭科は実生活に役だつ仕事を中心として、家庭生活・職業生活に対する理解を深め、実生活の充実発展を目指して学習するものである。

この教科は次の節にあげたような諸目標をおもに家庭生活・職業生活に役だつ仕事を通じて達成しようとするものである。これまでの教育においては、このような教育はとかく軽んぜられたり曲げられたりしていたのであるが、新しい中学校の性格から考えるときはきわめて重要な意義をもつものである。

「実生活に役だつ仕事を中心として」ということは、中学校の教育課程におけるこの教科の位置や範囲を決める上の目安となるであろう。しかし、これはただ手足を動かして働くということではない。仕事をすることの個人的な意義や社会的な意義をじゅうぶんに自覚して仕事に向かい、しかも、それを、いっそうよく、いっそしう能率的、協力的になし遂げようとしてくふうしたり、また、興味ある問題に当面した場合には、それを深く研究しながら仕事にいそしむのでなくてはこの教科の諸目標を達成することはできない。このような学習をするためには、技能や、技術に関する知識・理解はいうまでもなく、家庭生活・職業生活に関する社会的、経済的な知識・理解、たとえば家族関係や、産業・職業の知識などで、この教科において学習したほうが望ましいものはこの教科の教育内容として取り上げなければならない。

2. 職業・家庭科の仕事は啓発的経験の意義をもつとともに、実生活に役だつ知識・技能を養うものである。

中学校の生徒の進路や将来の職業はまだ決まっていない場合が多く、学年の進むとともにだんだん具体的に考えられるようになる程度であろう。いったん決まった

ように思っても、いつ変わるかわからないし、またさらに、今日の社会においては、自分で進みたいと思うところへだれもが行きうるとは限らない。したがって、ある特定の職業を決めて、それに必要なことだけを学習するようなことは適当でない。いろいろな分野の仕事を経験して、それに関連する職業や仕事に対する理解を深めるとともに、自分の能力や環境について考えてみる機会を与える必要がある。この意味においてこの教科の仕事は啓発的経験の意味をもつものである。しかし、このことは知識・技能を養うということと別のことではない。前の項で述べたような学習によって、知識・技能を身につけてみてはじめてその方面的仕事とか職業に対する理解が深まり、みずからを正しく評価する機会も得られるのである。したがって、ある種の技能にある程度まで熟練するということも啓発的経験の範囲外ではない。選択教科としての職業・家庭科の時間に学習する内容は、生徒の必要や能力によって相当深く学習するようなこともあるであろうが、これもまた、啓発的経験の意味をじゅうぶんにもっている。ここにおいて、職業や仕事を選ぶ能力と家庭生活や職業生活に必要な知識・技能とは一体として得られるのである。

3. 職業・家庭科の教育内容は、地域社会の必要と学校や生徒の事情によって特色をもつものである。

これは都市・農村というような地域の違い、また、その都市や農村の課題の違い、性別・個性・環境・進路というような生徒の事情、大きい学校、小さい学校、施設のよい学校、悪い学校というような学校の事情に応じて、選ばれる教育内容が違うということである。すなわち、同じく機械について学ぶ場合でも、都市では工作機械が使われ、農村では農業機械が使われ、女子は裁縫機械によって機械の構造や能率を理解するのが最も自然である。また、都市においては、農村と同じような栽培や飼育をこの教科の内容として取り入れることはできないし、また、その必要もない。反対に農村においては、栽培や飼育の仕事が多くなり、工作や記帳・計算などを都市と同じように取り入れるわけにはいかない。そうして、一般に、女子については裁縫・調理や衛生保育などが多くなり、その他の部分が少なくなるのである。

このような地域差、個人差はどの教科についてもいえるのであるが、この教科は特に教育内容を生活の実際から組み立て、それを実践させることをねらっているので、他の教科とは比較にならないほどその違いが著しいのである。

第2節 職業・家庭科の目標

職業・家庭科の目標は、家庭および社会の一員として、その家庭や社会の発展のために力を合わせることの意義を自覚し、それに必要な知識・技能・態度を身につけ、みずからの能力に応じた分野を受け持って、その力をじゅうぶんに發揮するようになることがあるが、これをさらに細かく分けてみると次のようになる。

1. 実生活に役だつ仕事をすることの重要さを理解する。
2. 実生活に役だつ仕事についての基礎的な知識・技能を養う。
3. 協力的な明るい家庭生活・職業生活のあり方を理解する。

4. 家庭生活・職業生活についての社会的、経済的な知識・理解を養う。
5. 家庭生活・職業生活の充実・向上を図ろうとする態度を養う。
6. 勤労を重んじ、楽しく働く態度を養う。
7. 仕事を科学的、能率的に、かつ安全に進める能力を養う。
8. 職業の業態および性能についての理解を深め、個性や環境に応じて将来の進路を選択する能力を養う。

〈解説〉

1951年版学習指導要領職業・家庭科編は197ページという大部のものであり、そこに示された教科の性格、目標は上掲資料のとおりである。それに続いて教育内容が列挙され、さらに具体的に以下のような6つの教育計画の例が掲げられている。

- 第1節 農村男子向き課程の例
- 第2節 都市工業地域男子向き課程の例
- 第3節 都市商業地域男子向き課程の例
- 第4節 漁村男子向き課程の例
- 第5節 農村女子向き課程の例
- 第6節 商業地域女子向き課程の例

この例の影響を受けて、教科書は男子用・女子用および都市用・農村用という性別と地域別の教科書が出された。1951年版学習指導要領の最大の特徴は、職業科も家庭科とともに「実生活に役立つ仕事を中心に学習する」という原理をもとに、職業・家庭科という単一教科とした点にある。第2章でみたように、1949年12月9日の通達「中学校における職業・家庭科について」において、この1951年版学習指導要領の骨子をなす大綱がすでに明らかにされていた。単一教科としての職業・家庭科の3つの性格づけと8つの目標は先の通達の内容とまったく同じである。1951年版学習指導要領では、職業・家庭科の教育内容は「仕事」「技能」「技術に関する知識・理解」「家庭生活・職業生活についての社会的・経済的な知識・理解」の4項目から構成されている。「仕事」についてはそれぞれの技能の違いに基づいて12項目に分け、そしてこれを4つの類に分類して、第1類（栽培、飼育、漁、食品加工）、第2類（手技工作、機械操作、製図）、第3類（文書事務、経営記帳、計算）、第4類（調理、衛生保

育)としている。そしてこの学習指導要領は、先述したような男女別の教育課程の例を挙げつつも、第1学年では男女共通内容を、第2・3学年では学校による自由選択制をその構造の基本に置いていた。このような構造によって、学校現場では部分的ではあるが、男子も「家庭科的内容」を履修し、女子も「職業科的内容」を履修するという実態が生み出されていった。つまり、1951年版学習指導要領は実質的に「女子専用教科」としてあった中学校家庭科を男女に開かれた教科に変えようとしたのである⁽¹⁾。その際の教育内容の改革は、上記のようにかなり思い切ったものであり、家庭科的内容は一度は解体され、第1類、第2類、第4類に再編成されている⁽²⁾。

ところが、このような1951年版学習指導要領の積極的側面は、これまで評価されることが少なかった。むしろこの学習指導要領が出された直後から、職業科からも家庭科からも多く批判が出された。(1952年4月には、この批判を受けて中央産業教育審議会での「第1次建議」へつながる議論が開始されている。)

当時の職業・家庭科の教師に大きな影響力をもっていた職業教育研究会⁽³⁾の代表であった清原道寿は、1969年の時点で次のように1951年版学習指導要領を批判している。

「このような『生活単元学習』的な教育計画が、すでに他教科では、系統的な学習を妨げるものとして批判されはじめていた1951年当時に、職業・家庭科ではむしろその形式を全面的に取り入れたのである。そのため、技術の基礎についての系統的な学習がおこなえなくなり、基礎的技術の教育として致命的な欠陥を露呈するにいたった。」⁽⁴⁾

家庭科教育関係者では村田泰彦が当時の清原道寿の批判⁽⁵⁾を引用した後、次のように述べている。

「このようにみると、ほんらい学習系列を異にする職業と家庭を一教科としたこと、また、実生活主義、啓発的経験主義、地域主義という教科の性格づけをしたなどが、おおきなマイナスになっていたことがわかる。そしてそのマイナスは、教育内容の選定にあたって、質的側面では、無系統、無媒介に、また、量的側面では、無限に拡大されて取りこまれる可能性を与えることにもなった。そのうえ、学習方法における仕事ないしはプロジェクト方式は、それ

それの仕事の完成をもって学習までも完結するという非教育的学習形態を一般化することになり、教材の系統性や発展性は軽視される結果になった。」⁽⁶⁾

確かに職業・家庭科は系統的な認識や技能の発達を促すものとはいひ難く、当時の職業・家庭科の教育実践もなお成熟していなかった。しかし、そのことによって1951年版学習指導要領がもっていた積極的側面をも否定してはならないだろう。

この職業・家庭科の学習指導要領の編集委員長は教育学者の海後宗臣であったが、海後は、独自の新制中学校論のもとに、職業・家庭科を位置づけていた（第2章参照）。海後が監修した、この学習指導要領の解説書によると、職業・家庭科の基本的性格は「実生活に役立つ仕事を中心とする生活技術科」という点に置かれており、これによって「中学校を大衆学校としての位置にすえさせるという使命をになっている」ことが強調されている。具体的には「中学校における各教科のうち、主として社会と自然における内容学習は、この教科における技術学習において統合され、これがさらに生活学習の中に導き入れられる。このとき技術学習と生活学習を結びつけるものは大衆生活における仕事であり、この仕事を中心することが、中学校を大衆化するという、この教科の重要な性格となっている」とされる⁽⁷⁾。ここに述べられているような、新制中学校論との関連でこの教科に託された役割を評価し、今日の課題まで昇華させること、また女子と職業教育との関係（経済的自立の基礎）、男子と生活技術教育との関係を時代の緊張感のもとで再検討することは今日なお課題として残されている。

（注）

- (1) 横山悦生「女子専用教科から男女に開かれた教科へ——中学校の教育課程における家庭科の位置をめぐる研究ノート」『岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』第37巻（1989. 3）を参照されたい。
- (2) しかし、その後の1957年度版学習指導要領において、家庭科的内容は第5群として再び独立した分野となり、さらに技術・家庭科となった1958年版学習指導要領では家庭科は女子向きという形で女子のみを対象とした教科となつた。歴史的にみると、1951年版学習指導要領のもっていた積極的側面はその後の学習指導要領に引き継がれなかつたのである。
- (3) 職業教育研究会は1949年2月に民間教育研究団体として発足している。そ

の後、1954年8月に産業教育研究連盟（産教連）と改称した。なお、この団体の機関誌は、1949年5月に『職業と教育』が発刊され、その後『職業家庭科』『職業・家庭』『職業と教育』『教育と産業』と度々雑誌名を変更してきた。技術・家庭科が発足してからは、1959年5月より『技術教育』（国土社発行）と変更し、さらに1978年7月からは『技術教室』（民衆社発行）に変更している。

- (4) 清原道寿「中学校の産業教育」岡津守彦編『教育課程各論——戦後日本の教育改革 7』
- (5) 清原の1952年当時の批判（清原道寿「中学校職業・家庭科の基本的性格」『明治図書講座・学校教育』第5巻、1952年）を次の4点に村田はまとめている。
 - ①「実生活」という広い規定づけや、「仕事を中心とする」という学習方法などから、教科の独自性はたてられない。
 - ②「実生活に役立つ仕事」という視点にたつと、学習内容は際限なく多くなり、社会的生産技術としても無意味な教材がはいってくる。
 - ③単元構成が「生活経験単元」的な形式になっているため、知識の必要量もはっきりしないし、散漫な学習になる。
 - ④実生活は、生徒の住む地域を離れては存在しないから、狭い地域主義におちこみやすい。
- (6) 村田寿彦『家庭科教育の理論』青木書店、1978、p.52
- (7) 海後宗臣監修『昭和26年改訂版学習指導要領による中学校職業・家庭科の解説』中央産業教育協会、1952

2. 産業教育振興法（1951.6.11）

〈資料2〉 産業教育振興法

昭和二十六年六月十一日
法律第二百二十八号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神にのつとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もつて経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「産業教育」とは、中学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）又は大学が、生徒又は学生に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に從事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目

的をもつて行う教育（家庭科教育を含む。）をいう。
 （国の任務）

第三条 国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて産業教育の振興を図ることを奨励しなければならない。

- 一. 産業教育の振興に関する総合計画を樹立すること。
- 二. 産業教育に関する教育の内容及び方法の改善のため必要な援助を与えること。
- 三. 産業教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。
- 四. 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育または養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。
- 五. 産業教育の実施について、産業界との協力を促進すること。

〈解説〉

1951年成立の産業教育振興法は以下の内容からなっている。

第一章 総則（第一条～第三条）

第二章 産業教育審議会

第一節 中央産業教育審議会（第四条～第九条）

第二節 地方産業教育審議会（第十条～第十四条）

第三章 財政援助

第一節 公立学校（第十五条～第十八条）

第二節 私立学校（第十九条）

附則

資料では、このうち第一章の総則のみを抜粋した。

この産業教育振興法（産振法）は、議員立法で成立したという点で珍しい法律である。まず、この法律の成立経過を簡単にみておく。戦前には傍系的地位に置かれていた中等程度の実業学校は、戦後教育改革における新制高等学校の発足により、形式的には普通教育の学校と同等の地位が与えられた。しかし、学校統合のうえに成立した総合制高校では、多くの場合普通科出身者が校長となり、校長はじめ普通科教師の職業教育に対する理解の不足から、予算配分などでも形式的な平等主義による職業教育軽視の傾向が強く存在した⁽¹⁾。また、職業教育関係の施設・設備は、戦災・徵用などで荒廃し、戦後も補充が困難な

状況が続いていた。さらに1894年に制定された「実業教育国庫補助法」による国の補助が税制改革に伴って、1950年度から打ち切られた。そこで、職業教育関係の校長が1950年12月に「職業教育法制定推進委員会」を結成し、法制化促進の全国的運動を展開したのであった。その結果、1951年3月に産業教育法案が議員立法として提出され、野党や日教組の反対を受けながらも、産業界や政府の支持のもとに、若干の修正で、同年6月に「産業教育振興法」として成立をみるに至った⁽²⁾。この産振法によって、産業教育の諸学校の施設設備が著しく改善された。高等学校の家庭科にかかわる施設設備も同様に改善された。

またこの法律によって、中央産業教育審議会（以下、中産審と省略する）が発足し、ここで家庭科教育にかかわる諸問題が議論され、重要な建議や答申が出されてきた（第4章参照）。なお、中産審は1966年6月には「審議会等の整理に関する法律」に基づき「理科教育及び産業教育審議会」（略称「理産審」）となって今日に至っている。

（注）

- （1）原正敏・内田糸編『講座現代技術と教育8 技術教育の歴史と展望』開隆堂、1975, p.184
- （2）同上 pp.184-185

3. 中央産業教育審議会（第一次建議）（1953.3.9）

〈資料3〉 中央産業教育審議会「中学校職業・家庭科教育の改善について」
（建議）

中学校職業・家庭科について（建議）

本審議会は、中学校職業・家庭科教育の重要性にかんがみ、この教科の目的および性格等の基本的事項について、第六回総会より第八回総会にわたつて審議し、さらに専門分科会を設けて研究を続けてまいりました。その結果、中学校職業・家庭科に関しては、なお改善すべき点の多いことを認め、第十七回総会において本教科教育実施について別紙案によることが適當であることを決定いたしました。本審議会においては、本案の具体化についてなお審議を継続することにいたしておりますが、文部当局におかれても本案の趣旨に基いて職業・家庭科教育の実施に関し適切な措置をとられるることを要望します。

〔別紙〕 中学校職業・家庭科について中央産業教育審議会案

職業・家庭科の実施の現状にかんがみ、この教科の目的および性格を再確認し、教科のたて方を明確にし、それによつて現行学習指導要領の取扱いを次のようにする。

1 職業・家庭科の目的および性格

- (1) 職業・家庭科は、職業生活および家庭生活における基礎的な技術の習得、基本的な活動の経験とともに、それを通じて、国民経済および国民生活に対する一般的な理解を養うものであり、共働的な労働の訓練を重要視して、技術的、実践的な態度を養うものである。

この基礎的な技術および基本的な活動は、日本の国民経済および国民生活の改善向上に役立つものでなければならず、その中にひそむ原理や法則を理解して、それを合目的的、実験的に用いる能力を養い、更にその社会的経済的意義を理解させる。

- (2) 職業・家庭科は、義務教育としての普通教育の教科である。したがつて必修としてのこの教科は、直接に特定の職業への準備をするものでなく、将来の進路にかゝわりなく男女すべての生徒に課せらるべきものである。

しかし選択としてのこの教科においては、生徒の必要に応じて特定の職業への準備教育を行うことができる。

2 教科の立て方

- (1) 「職業」に関する学習と「家庭」に関する学習とは、その学習内容において関連するもの多く、また学習方法においても共通性をもつているため、一つの教科とする。

- (2) しかし、「職業」と「家庭」には、それぞれの学習系列があるので、それを明確にする。

- (3) 上に述べた職業・家庭科の目的および性格から、「職業」も「家庭」もともに男女共通に学習させるが将来の進路および男女の性格を考慮して、男子には「職業」の、女子には「家庭」の比重を重くする。

- (4) カウンセリングとしての職業指導は、この教科外におきその重要性にかんがみ別途考慮する。しかしこの教科は職業指導と密接な関係をもつもので、国民経済や国民生活の一般的な理解を養い、その基礎構造と社会経済的な約束を理解することにより、また基本的な技術の習得を啓発的経験として役立てるこ^トによつて、職業指導への基礎たらしめるものである。

3 学習指導要領の取扱い

- (1) 現行の学習指導要領の目標を、上に述べた目的および性格に従つて解釈し、具体化する。

- (2) 学習内容は、単にいろいろな分野の仕事を多方面に経験させるというだけでなく、前項と同様な観点にたち、基本的な各分野における代表的なものを選んで編成されなければならない。

- (3) 上に述べたこの教科の目的を達成するためには、組織的系列的な学習を行う

ことができるよう考慮することが必要であり、一時に多方面にわたって経験させるような、目的の不明瞭な学習計画は適当でない。

- (4) 学習指導要領の「教育計画の基準」を前二項に従つて解釈し、基本的な各分野にわたり各分野ごとにそれぞれまとまりのある学習計画を作成しなければならない。

学習計画の作成にあたつてこの「基準」にむりがある場合は、三学年を通じて4類にわたることは必要であるが、項目の選択のしかたおよび各学年の基準にこだわる必要はない。

- (5) 仕事を中心とするということは、実践的な活動を通じて、基礎的な技術を習得するとともに、一般的理解を与えることであり、狭い職業的な仕事や目的のない単なる仕事だけを行うのではない。

- (6) 学習計画の作製にあたつては、狭い地域社会の特色をそのまま学習計画にもち込むのではなく、国的一般的課題にてらして、地域社会で学習可能な教材を選択し、その学習の結果として地域社会の諸問題の解決に役立つ能力を養うようする。

- (7) 各学校は、男子向、女子向の「職業・家庭科」の課程を別々におくのではなく、男女共通に学習すべき領域を設定、その基礎の上に、或いはそれと平行して、男子の職業或いは女子の家庭の学習の領域を設定すべきである。

〈解説〉

1951年に発足した中央産業教育審議会は、産業教育の全分野にわたって教育内容や方法も審議することになったが、その最初の審議事項が中学校職業・家庭科についてであった。1952年4月に専門部会が開かれ、1953年3月には上掲の建議が出された。通称では「第一次建議」といわれている。この建議は、職業・家庭科の性格について「職業生活および家庭生活における基礎的な技術の習得、基本的な活動の経験とともに、それを通じて、国民経済および国民生活にたいする一般的な理解を養う」「普通教育の教科である」としている。この第一次建議は「低迷混乱を続けた職業・家庭科を、正しい産業教育の視点から克服しようとするものであった」と高い評価を受けてきた。その背景には、この「第一次建議」は当時生産教育論を提唱していた教育学者の宮原誠一(1)や桐原葆見らのイニシアチブでまとめられたといわれていることがある。とはいえ、宮原の生産教育論が「第一次建議」に直接に反映しているわけではない。たとえば、以下に示すように、宮原は職業・家庭科については2つの教科に分割すべきであると考えていた。

「中学校のばあいには、独立の教科として生産技術的な教科を立てることがぞましい。……職業・家庭科はこれを解消して、べつのすじみちを立てることが必要であるようにおもわれる。別のすじみちとは、これから日本の産業に必要な生産技術の一般的な基礎の習得を目的とする教科（かりに教科Bとよんでおく）と、これから日本の国民生活——生産生活とむすびついた消費生活、つまり生産的な消費生活のしかたについての基礎的な知識と能力との習得を目的とする教科（かりに教科Cとよんでおく）とをそれぞれ独立教科として立てるということである。」⁽²⁾

先の専門部会においても、職業と家庭とは分離させるべきだという議論は何人かの委員からも出されていたが、「教科に与えられた時間数が少ない」という理由で⁽³⁾、第一次建議においても1教科とされたのであった。とはいえ、この第一次建議によって「義務教育としての普通教育の教科」として職業・家庭科の内容を再編成していく方向が打ち出されたことと、男女共通に学習すべき「職業」と「家庭」の学習領域をまず設定し、その基礎のうえに男子、女子それぞれに比重を重くした内容を設定する方向が打ち出されたことは、画期的なことであった。この2つの方向のうち、前者は1958年の技術・家庭科の学習指導要領においてはじめて実現されることになり、後者は1957年度版学習指導要領において具体化されていくことになる。

なお、この建議には「基礎的な技術の習得、基本的な活動の経験」という言葉が使われているが、当時文部省にいた山本キクは次のように説明している。

「家庭では、技術だけでなく生活経験というものがある。これは技術とは区別されるべきものである。したがって、基本的な活動の経験ということばをつかうのである。」⁽⁴⁾

(注)

(1) 宮原誠一の生産（主義）教育論については『宮原誠一教育論集』第1巻（国士社、1976）参照のこと。

(2) 宮原誠一「産業と教育」『宮原誠一教育論集』第1巻、1952、p.63

この文章の後に以下のものが続けて書かれているが、宮原のこれらの教科への考え方として興味深いものである。「……この教科（教科Bのこと——引用者）は男・女すべてにひとしく課することにする。——教科Bと教科Cとが、人間の生活そのものの再生産過程としての生産と消費という観点から、とくに

密接に関連づけられなければならないことはいうまでもない。教科Cは、かなりの部分、男・女共通に課し、その余の部分も、選択科目として男子にも任意に参加させるのがよい。婦人衛生のようなものは、女子の健康教育として保健体育科であつかえればよい。住・食・衣・家庭経済・家庭看護・育児(=子ども研究)など、教科Cの諸領域は、男子とともに学習することがぞましい。」

- (3) 清原道寿「『中学校職業・家庭科について』の建議(2)——建議の内容と職業教育研究会——」産教連『技術教育』307号, 1978.2
- (4) 清原道寿「中学校職業・家庭科の教育内容——中産審『第1次建議』から『第2次建議』まで(2)——」産教連『技術教室』312号, 1978.7

4. 中央産業教育審議会第二次建議と学習指導要領の改訂

〈資料4-1〉 中央産業教育審議会「中学校職業・家庭科の教育内容について」

(1954.10.19)

本審議会は、昭和28年3月9日「中学校職業・家庭科について」建議いたしましたが、さらにその具体化について専門部会を設け、慎重に審議を続けてまいりました。その結果、中学校職業・家庭科の教育内容について、別紙のとおり建議いたします。

文部当局におかれでは、この趣旨に基いて、職業・家庭科教育の実施に関し、すみやかに適切な措置をとられることを要望します。

なお、別紙「中学校職業・家庭科についての要望」を差し出しますから、この教科の重要性にかんがみ、その各項について、実現いたしますよう格別の御配慮をお願いします。

中学校職業・家庭科の教育内容について

中学校職業・家庭科の教育内容および教育計画の基準は、昭和28年3月9日、中央産業教育審議会長から文部大臣に建議された「中学校職業・家庭科について」の趣旨に基き、次のようにすることが望ましい。

第一 教育内容について

1 選定の観点

教育内容を選びだすにあたつては、建議の第一項の「職業・家庭科の目的および性格」を前提とし、次のような点が特に考慮されるべきである。

- (1) 将来いかなる進路をとる者にとつても、職業生活および家庭生活を経済的、技術的ならびに実践的に営む上に必要なものであること。
- (2) 国民経済および国民生活の改善向上に役だつものであること。
- (3) 生徒の心身の発達に適するものであること。
- (4) 中学校教育として、教育的価値の高いものであること。

(5) 他教科との関連を考えること。

2 教育内容

さきの「選定の観点」によれば、教育内容は次のとおりである。しかし、これらについては、今後さらに検討されなければならない。

(1) 基本的分野

分 野	基本的分野	項 目	必 修	
			傾 斜	共 通
第 1 群	裁 培	農 耕	○ }	△
		園芸	○ }	△
	造 林	植 林		△
		造 園	○	△
	飼 育	養 畜	○	△
		養 蚕		△
	漁 業	漁具・漁法		△
		漁期・漁場		△
		漁 船		△
	增 殖	淡水性魚類		△
		海水性魚類		△
		有用貝類		△
		有用そう類		△
	加 工	農産加工	○	△
		水産加工	○	△
第 2 群	製 図	基礎製図	○	
		応用製図		△
		測 量		△
	機 械	工 作	○	△
		操 作		△
		修 理	○	△
	電 気	工 作	○	△
		保 守	○	△
	化 学	加 工	○ }	△
		合 成	○ }	△

第 3 群	売 買 通 信	購入・販売	○	△
		資金・決済	○	△
		広告		△
		記帳	○	△
		計算	○	△
		文書	○	△
		印刷	○	△
		電信・電話	○	△
	運 送	陸運	○	△
		海運		△
		空運		△
	金 融	貯蓄・投資	○	△
		融資		△
	経 営	税務		△
		経営		△
第 4 群	食 物	食生活	○	△
		調理	○	△
	被 服	衣生活	○	△
		裁縫		△
		編物		△
		被服整理	○	△
	住 居	住生活	○	△
		裁縫	○	△
	育児・家族	育児	○	△
		家族	○	△
	家庭経営	家庭経済	○	△
		家事労働	○	△
		休養・余暇	○	△
	看 護	看護		△

(注)

- 1 この表は、主として技術や実践の差異によつて分類したものである。
- 2 「共通」の○印で、カソコでくくつてある項目については、そのうちで一つの場合があつてもよいことを示したものである。
- 3 ○印や△印は、学習時間の長短には関係がない。
- 4 なお、国民経済および国民生活に関する知識・理解のうち、必修とすべき内容は、基本的分野の教育内容が確定された後に検討して定められなければならない。

(2) 教育内容(例)

別表は、各分野ごとの教育内容の例であつて、表中のA、B、Cは次の意味を表わすものである。

- A……技能および実践
- B……Aに関する知識・理解
- C……国民経済および国民生活に関する知識、理解

また○印は「共通」で取りあげるべき内容、△印は「傾斜」で取りあげるべき内容を例示したものである。

第二 教育計画の基準について

教育計画の作製にあたつては、建議の「職業・家庭科の目的および性格」、「教科のたて方」に準じて、次のような基準を考慮することが望ましい。

- 1 各生徒が、国民経済および国民生活における諸活動の分野について、その基礎的技術や基本的活動を学ぶと同時にこれらに関する知識・理解や態度を身につけるように計画すること。
 - 2 必修教科としてのこの教科の全学習時間の1/2は、性別や環境を問わず共通必修にすること。
 - 3 共通必修の内容は、第1群から第4群のすべてにわたるとともに、国民経済および国民生活に関する知識・理解もあわせて学習させること。
 - 4 必修教科としてのこの教科の全学習時間の残り1/2は、性別や環境を考慮して計画すること。
 - 5 この場合においても、第1群から第4群のうち、二つ以上にわたつて学習されるように計画すること。
 - 6 ただし女子向きの教育計画においては、第4群を主として計画することが望ましい。
 - 7 選択教科としてのこの教科においては、生徒の興味や社会の必要に応じた教育計画をたてること。
- (以下略)

<資料4-2> 中学校学習指導要領職業・家庭科編 昭和32年度改訂版

(1956.5.28)

第1章 職業・家庭科の性格と目標

第1. 性 格

1. 職業・家庭科は、われわれの生活における経済的な面・技術的な面ならびに社会的な面に関する知識・技能・態度を、主として実践的活動を通して学習するものである。
2. 職業・家庭科の教育は、将来いかなる進路をとる者にとっても必要な一般教養を与えるものであるから、共通に学習すべき面をもつものである。しかし具体的な指導計画においては、性別や環境などにより特色をもつものである。
3. 職業・家庭科における産業ならびに職業生活・家庭生活についての社会的、経済的な意義の理解や、基礎的な技術の習得、基本的な生活活動の経験は、職業指導における情報ならびに啓発的経験に役だつものである。

第2. 目 標

職業・家庭科の目標は、われわれの生活に必要な知識・技能・態度を身につけ、家庭および社会の一員として、その家庭や社会の発展のために力を合わせることの意義を自覚し、みずからの能力に応じた分野を受け持って、その力をじゅうぶんに發揮し、職業生活・家庭生活の改善向上を図るようにさせることにある。これを具体的に示せば、次のようになる。

1. 基礎的な技術を習得させ、基本的な生活活動を経験させる。
2. 産業ならびに職業生活・家庭生活についての社会的、経済的な知識・理解を得させる。
3. 科学的、能率的に実践する態度・習慣およびくふう創造の能力を養う。
4. 勤労と責任を重んじる態度を養う。
5. 将来の進路を選択する能力を養う。

第2章 職業・家庭科の組織

第1. 内容の組織

群	分 野	項 目	備 考
第	裁 培	農 園 造	耕 芸 林 } ○

1 群	飼育	養畜	
	農産加工	加醸工造	
第 2 群	製図	機械製図 電気製図 建築製図	○
	機械	金属加工 操作転運 整備修理	○
第 3 群	電気	機器製作 保守修理	○
	建設	測量 木材加工 コンクリート	
第 4 群	経営	売買 資金融織 經營組織	○ ○
	簿記	記帳 財務諸表 税務	○
群	計算事務	珠算 計算器操作	
	文書事務	文書作成・処理 印刷事務	
第 4 群	漁業	漁船 操船 漁場調査	
	水産製造	貯藏 加工	
	増殖	魚類増殖 工具・そく類増殖	

第 5 群	食 物	食 生 活 調 理	○ ○
	被 服	衣 生 活 被 服 製 作 被 服 整 理	○
	住 居	住 生 活 設 備	○
	家 族	保 育 ・ 家 族 家 庭 看 護	
	家 庭 経 営	家 庭 経 済 家 事 労 働	
第 6 群	产 業 と 职 業	产 業 と その 特 色 职 業 と その 特 色	○ ○
	职 業 と 進 路	学 校 と 职 業 個 性 と 职 業	○ ○
	職 業 生 活	能 率 と 安 全 職 業 生 活 と 適 応	○ ○

注

- 内容の各項目は指導計画を立てるための素材であって、必ずしも学習のまとまりや順序を表わすものではない。したがって、学習のまとまりは一つの項目で作られることがあるが、また、いくつかの項目・分野・群にわたって作られることがある。
- 第1群から第5群までの項目は、主として、実践的活動を学習の根幹としている。項目によっては、このような学習活動の少ないものもあるが、これとともに、その分野のうち、あるいはその群のうち、あるいは他の群の実践的活動を含む項目と一緒にとして指導計画を立てることによって、この教科の基本的な性格である「主として実践的活動を通して学習する」ということが実現できる。
- この教科において、実践的活動を根幹として学習させるにあたって、技術的な面からこれを行うだけではじゅうぶんとはいえないの、その実践的活動の背景となる社会的、経済的な広い視野に立って学習させる必要がある。そこで、第1群から第5群までのほか、一定の社会的、経済的な知識・理解を第6群として示し、これを共通に身につけさせようとしているのである。
- 「内容の組織」の表の備考欄の○印は、その項目の共通な必要性と共通な可

能性とを勘案してつけられたものである。したがって、これらの項目は、その他の項目よりも重要であるという意味ではない。

なお、○印のついている項目には、共通に学習すべき内容と環境・性別などに応じて学習すべき内容とが含まれている。

第2. 指導計画の基準

(1, 2 略)

3. 必修教科としてこの教科の時間のうち、前項の学習にあてた残りの時間については、「内容の組織」の表のすべての項目の中から、性別や環境などを考慮して選ぶ。

この場合には、第1群から第5群までのうち、2群以上にわたるものとする。

なお、女子向きの計画については、第5群を主とすることができます。

(4 略)

第3章 職業・家庭科の内容

(以下、第5群のはじめの部分のみ掲載)

第 5 群

第5群は現在の家庭における自己の生活および家族生活のあり方を中心として、家庭生活における基本的な生活活動の経験とこれに必要な知識や技能を習得させ、家庭生活を科学的、能率的に営み、日常生活にこれらを実践して、家庭生活の改善向上を図る能力と態度を養う。以上の学習の間に、家庭生活が衣・食・住・育児などの総合されたもので、いざれの生活も家族関係・家庭経営につらなるものであることを理解させ、ついで経済循環における家庭生活の位置と責任を自覚し、国民生活・国民経済の向上に貢献しようとする態度を養おうとするものである。

留 意 点

1. 第5群においては、学習したことを日常生活に実践し、個人・家庭・社会の生活の向上を図るように導くことがたいせつである。
2. 調理・被服製作の技術は3年間継続的に学習するほうが効果があがることに留意して指導計画を立てる。
3. 理論と実習とが離れないように計画する。
4. 個々の家庭や地域・国の事情に即応して指導する。

〈解説〉

資料4-1の建議は、先の「第一次建議」をさらに具体化するために、1953年7月に専門委員会を設けて審議し、その結果出された建議で「第二次建議」

と呼ばれている。この「第二次建議」は以下に示すように「第一次建議」に比べて從来あまり評価されてこなかった。その理由として、この専門委員会の委員に宮原誠一や桐原葆見が選任されなかつたことや次に引用することが指摘されている。

「第二次建議は第一次建議の『職業・家庭科の目的および性格』を前提としたことになっているものの、その教育内容は……第一次産業から第三次産業に至る全分野および家庭生活部門を平板的に網羅し、第一次建議でいう『日本の国民経済および国民生活の改善の向上』という視点に照らして、中核的機能を果たす分野をおさえるというのではなく、結局は、農業・水産・工業・商業・家庭の力関係を反映した1951年版学習指導要領と大差のないものになってしまっている。……また共通必修以外の残りの時間は、男女別学習を行うが、女子には家庭分野をあてることが望ましいとされたから、女子の職業・家庭科の学習は『共通』と共に以外を合わせて、全学習時間の大半を『家庭』分野に費することになりがちであった。」⁽¹⁾

このような評価はその審議過程が「その全過程を通じて『実生活主義』と『産業技術主義』とのかっとうと、農・工・商・水産・家庭の、領域争いに終始してしまったといつても、過言ではあるまい」⁽²⁾といわれていることから生まれたものもある。つまり、1953年7月から開かれた専門委員会は第2回総会以降、「第一次建議にもとづいて、具体的な教育内容を研究するために」各分野別分科会ごとに教育内容案を審議して作成することになったが、そのことが「それぞれのセクト的主張のバランスのうえに、教育内容を選定したような案になった」のであった⁽³⁾。

とはいひ、この「第二次建議」において「この教科の全学習時間の1/2は、性別や環境を問わず共通必修にすること」や「共通必修の内容は、第1群から第4群のすべてにわたるとともに、国民経済および国民生活に関する知識・理解もあわせて学習させること」と明記されたことは、1957年度版学習指導要領に大きな影響を与えた。そして、これらをふまえて作成された職業・家庭科の教科書は男子にも「家庭科的内容」を学習させるように構成されていたのである⁽⁴⁾。

この「第二次建議」を受けて、文部省は1955年9月に教材等調査研究会中

学校職業・家庭科小委員会（俗称職家学習指導要領改訂委員会）の委員を任命し、学習指導要領の改訂作業に取りかかった。この委員会の審議結果が1955年10月21日付の通達「中学校職業・家庭科の改訂要綱（案）」と1955年12月（東京）と1956年1月（岡山）の文部省主催趣旨徹底講習会で示された「教育内容の説明（案）」である。これが一部字句の修正を経て、1956年5月28日に発行されたのが1957年度版学習指導要領である。これは、「基準性ある」学習指導要領の最初のものとして編纂されたものであり、それゆえ「大綱のみを定め」たとされている。そして、地域や性別に応ずる教育計画の各種事例や、学習指導の方法など勧告的な事項は、法的拘束力を伴わないところの「指導書」に譲られるとされている⁽⁵⁾。

1957年度版学習指導要領では、「第二次建議」において第1群として農林・水産とまとめられていたものが、第1群と第4群に分けられ、さらに職業指導の職業情報が第6群として加えられている⁽⁶⁾。また、地域・性別のいかんをとわず、すべての生徒に共通に学習する項目（農耕園芸・機械製図・機械の整備修理・電気の保守修理・売買・金融・記帳・食生活・調理・衣生活・産業とその特色・職業とその特色・学校と職業・個性と職業・能率と安全・職業生活と適応の16項目）とその時間数を明確にした点に特徴が見いだせる。

資料では、第1章と第2章の全文と第3章の一部を抜粋した。なお、第5群は「36. 食物——食生活 37. 食物——調理 38. 被服——衣生活 39. 被服——被服製作 40. 被服——被服整理 41. 住居——住生活 42. 住居——設備 43. 家族——保育・家族 44. 家族——家庭看護 45. 家庭経営——家庭経済 46. 家庭経営——家事労働」から構成されている。

この1957年度版学習指導要領は1957年度の第1学年から学年を追って実施されたが、1960年度までの短期間しか実施されなかった。

（注）

- (1) 原正敏・内田糸編『講座現代技術と教育8 技術教育の歴史と展望』開隆堂, 1975, p.189
- (2) 稲田茂「文部省改訂案の成立するまでの経過」産教連『教育と産業』第4巻 第4号, 1956.5
- (3) 中産審の専門分科会の議論の状況は、清原道寿「中学校職業・家庭科の教育

内容——中産審『第1次建議』から『第2次建議』まで(2)——「中産審専門分科会の職業・家庭科教育内容試案——第1次建議から第2次建議まで(3)——」産教連『技術教室』312号, 313号, 1978.7.8

- (4) 男子用教科書に「家庭科的内容」が入ってきたのは、1951年版學習指導要領に基づいて作成された職業・家庭科の教科書(1952年度から使用されている)からである。
- (5) 日本職業指導協会編『改訂職業・家庭科とその指導法』実業之日本社, 1956. 5, pp.3-4
なお、文部省から『中学校職業・家庭科学習指導書』が発行されたのが、1957年4月30日であったから、この『改訂職業・家庭科とその指導法』はこの指導書よりも1年も前に発行されている。
- (6) この學習指導要領の改訂委員会の委員長は職業指導協会の藤本喜八であった。このことが、第6群(職業指導関係)を復活させたとみることもできるが(「第一次建議」では「カウンセリングとしての職業指導は、この教科外におき……」とされていた), 藤本が委員長となった経過については明らかではない。

5. 中央教育審議会答申「科学技術教育の振興策」(1957.11.11)

〈資料5〉 科学技術教育の振興方策について(答申)

科学技術教育の振興方策についての答申

本審議会は、科学技術教育の振興方策について、特別委員会を設けて討議を行なって得た結果に基き、総会においてさらに慎重に討議し、次の結論に到達しましたので答申いたします。

記

戦後、欧米諸国の科学技術は、躍進的な発展を遂げ、その発展の及ぶ所は生産技術面のみにとどまらず、広く管理・経営の面にまでいたっており、産業はその面目を一新して一時代を画しつつある。

しかるに、わが国の科学技術は、戦争による破壊、敗戦に次ぐ混乱・疲弊、研究施設・設備の老朽化・旧式化、研究費の不足等によって立ち遅れ、これを基盤とする産業技術、ひいては産業自体も進歩をはばまれ、その新開発は主として外国技術の導入に依存しなければならない現状にある。

これを打開して、産業技術を振興し、産業の自主性を回復し、国際的競争力をためめ、もって経済の復興、民生の安定、文化の向上を図るために、科学技術の振興、特にその基礎としての科学技術に関する研究と教育の振興が必要である。

もとより一国の文化は、自然科学・人文科学・社会科学の調和ある発達の上に築かれるべきものであり、教育も技術に偏することなく広い教養の上に立つべきことは論をまたないところである。

しかし、戦後わが国の教育は、その改革が急激に行なわれたため、科学技術教育

の面からみて、教員組織、施設、設備等においてはなはだ不備があり、その内容も各学校段階間に関連性を欠き、多くの問題を包蔵しており、進歩した科学技術の要請する科学者・技術者を養成することは、質においても量においても望み難い現状である。

このことは諸外国において、膨大な経費を投じ画期的な科学者・技術者の養成計画を樹立し、真剣に科学技術教育の振興をはかっている今日、深く反省されなければならないところである。

ここにおいて、本審議会は、工業技術を中心として、科学技術教育振興のため以下の対策を定めた。

政府は本答申に従い、科学技術教育の振興を重要かつ緊急な政策として取り上げ、周到な計画を定め、その実施のためにじゅうぶんな予算を計上し必要な行政機構等を整備拡充して強い決意をもって早急にその振興に着手されんことを望む。

(中略)

第三 高等学校および中・小学校における科学技術教育について

一 高等学校および中・小学校卒業者の質の向上

高等学校および中学校の卒業者は、上級学校へ進学する者と直ちに職業または家事に従事する者とに分かれる。進学については、特に基礎学力の向上が望まれ、就職する者については初級の技術者・技能者としての資質の向上が切望されている。

このためには、高等学校および中・小学校を通じて、基礎学力ないし科学技術の基礎である数学(算数)・理科教育等を強化するとともに、高等学校においては産業教育、中学校においては職業に関する基礎教育を強化する必要がある。

しかして、数学・理科教育および産業教育の実施においては、生徒の進路の多様性に留意して、その志望と能力に応ずる指導がなされることが必要である。

以上の観点から、次の対策がとられなければならない。

(-) 教育内容および教育方法の改善

a 数学(算数)・理科および技術に関する教科においては、内容を精選して基本的・原理的事項が系統的にじゅうぶん学習されるようにするとともに、外国語・国語等についても指導を徹底すること。

b 中・小学校の教育課程において、数学(算数)・理科教育を強化するとともに、工作等の学習を改善充実して、技術的・実践的態度の育成を図ること。

c 中学校においては、義務教育の最終段階にあることにかんがみ、高学年においては、いっそう進路・特性に応ずる教育を行うことができるよう、教育課程を改善すること。

d 高等学校および中学校においては、進路指導をいっそう強化すること。

- e 高等学校の各課程の特色をいっそう生かすようにするとともに、普通課程においては、進路に応ずる教育を充実するため、コース制を強化すること。
- f 高等学校の定時制課程において、その目的・性格を明らかにし、職業教育を重視し、地域産業との関連をさらに密接にするとともに、通信教育においては、職業に関する教科の実施科目をいっそう拡充すること。
- g 義務教育終了後、進学することなく直ちに就職する者に対し、短期の技能教育を施すため、高等学校の別科の制度を活用して産業科を設けること。
- h 指導の徹底を図るため、中・小学校においては、一学級あたりの生徒・児童数を五十人以下とするように必要な処置を講ずること。

〈解説〉

この答申は、総論のあと「第1 大学の学部、大学院及び附置研究所における科学技術教育について、第2 短期大学における科学技術教育について、第3 高等学校および中・小学校における科学技術教育について、第4 社会教育における科学技術教育について」の構成からなっている。ここでは総論と「第3 高等学校および中・小学校における科学技術教育について」のみを抜粋した。

1955年以降、いわゆる「技術革新」が進行する中で、産業界は科学者・技術者・技能者の深刻な不足に対して、政府への要望を発表する。以下の日経連の要望はその代表的なものである。「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」(1956年11月6日)では「いまにして経済の画期的な成長発展に対応する技術者・技能者の養成計画を樹て産業技術向上の確保を図らないならば、わが国科学技術は日進月歩の世界水準に遅れをとり、列国との競争に落伍することのはけだし必至の勢であり、悔を次の世代に遺すものといわねばならない。」と述べられている。「科学技術教育振興に関する意見」(1957年12月25日)では、「初等中等教育制度の単線型を改めて複線型とし、中・高等学校において、生徒各人の進路・特性・能力に応じ、普通課程（必要により、さらに人文系と理工系）と職業課程に分けて効果的能率的な教育を実施すること」を求めている。このような産業界の要望を受けて、中央教育審議会（以下「中教審」と略す）の「科学技術教育の振興方策について」が出されたのであった。ここ

での答申は教育政策の全体的な方向に関して述べられている。これをさらに教育課程レベルの問題として具体化するのは教育課程審議会である。

6. 教育課程審議会の答申（1958.3.15）

〈資料6〉 教育課程審議会「小学校・中学校教育課程の改善について」（答申）

本審議会は、文部大臣から諮問された「小学校・中学校教育課程の改善」について、前年度の審議会の審議を受けつき、慎重に審議してきましたが、このたび、下記のとおり結論を得ましたので、ここに答申いたします。

記

一 基本方針

最近における文化・科学・産業などの急速な進展に即応して国民生活の向上を図り、かつ、独立国家として国際社会に新しい地歩を確保するためには、国民の教育水準を一段と高めなければならない。

このため、小学校および中学校の教育においては、教育基本法の精神にのつとり、児童生徒の心身の発達に応じ、それぞれの教育目標の達成にいつそう努力するとともに、特に、道徳教育の徹底、基礎学力の充実および科学技術教育の向上を図ることを主眼とし、中学校においては、さらに、必要なものに対しては職業または家庭に関する教育を強化することを考慮して、次の方針により教育課程の改訂を行う必要がある。

- (一) 道徳教育の徹底については、学校の教育活動全体を通じて行うという従来の方針は変更しないが、さらに、その徹底を期すため、新たに「道徳」の時間を設け、毎学年、毎週継続して、まとまつた指導を行うこと。
- (二) 基礎学力の充実については、特に、小学校における国語科および算数科の内容を充実し、その指導時間数を増加すること。
- (三) 科学技術教育の向上については、小学校・中学校を通じて、算数科、数学科、理科およびその他の関係教科の内容を充実し、特に、中学校においては、数学科および理科の指導時間数を増加し、かつ、技術科を新たに設けて、科学技術に関する指導を強化すること。
- (四) 中学校においては、義務教育の最終段階にあるという立場を明確にし、第三学年において、教科の指導時間数にいつそうの幅をもたせ、生徒の進路・特性に応ずる指導をじゅうぶんに行うことができるようすること。
- (中略)

三 中学校教育課程の改訂方針

中学校の教育課程は、「教科」「道徳」「特別教育活動」および「学校行事その他」を含むものとし、「教科」はこれを「必修教科」と「選択教科」に分け、それぞれ次の方針に基いて改訂することが必要である。

(一) 必修教科

(ア) 技術科

- ① 現行の職業・家庭科(必修)を改め、これと図画工作科において取り扱ってきた生産的技術に関する部分と合わせて技術科を編成すること。
- ② 内容に二系列を設け、男子向には工的内容を中心とする系列、女子向には家庭科的内容を中心とする系列を学習させること。
- ③ 理科との関連において内容を精選し、系統的学習ができるようにすること。
- ④ 技術科教育の効果を高めるため、教員養成と現職教育の強化徹底を図り、施設設備の整備に努める必要があること。

(二) 選択教科

(イ) 農業科、工業科、商業科、水産科および家庭科

- ① 現行の選択教科としての職業・家庭科を改めて、農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科とし、必要に応じて、そのうち一以上を履修させようすること。
職業生活または家庭生活への準備的な教養について、その基礎的なものを身につけさせようすること。
- ② 第三学年においては、生徒の進路に応じ、必要とする者のために現行よりもさらに多くの時間数を充當できるようにすること。

(中略)

(ウ) 教科、道徳および特別教育活動の時間配当

中学校における教科、道徳および特別教育活動の最低時間配当については、別表のとおりとする。

別 表

中学校の教科・道徳および特別教育活動とその最低時間配当

教科等		学年	一	二	三
必 修 教 科	国語	175 (5)	140 (3)	175 (5)	
	社会	140 (4)	175 (5)	140 (4)	
	数学	140 (4)	140 (4)	105 (3)	
	理科	140 (4)	140 (4)	140 (4)	

学年 教科等		一	二	三
必修教科	音 樂	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	美 術	70 (2)	35 (1)	35 (1)
	保 健 体 育	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	技 術	105 (3)	105 (3)	105 (3)
必修教科の時間数		945 (27)	910 (26)	840 (24)
選択教科	外 国 語	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	農 業	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	工 業	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	商 業	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	水 産	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	家 庭	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	数 学			70 (2)
	音 樂	35 (1)	35 (1)	35 (1)
	美 術	35 (1)	35 (1)	35 (1)
	その他の教科	35 (1)	35 (1)	35 (1)
選択教科の時間数		105 (3)	105 (3)	105 (3)
道 德		35 (1)	35 (1)	35 (1)

特別教育活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)
年間総時間数	1120 (32)	1120 (32)	1120 (32)

備考

一 本表の数字は、年間の最低単位時間数を示したものである。この場合、1単位時間は50分として表わしたものである。
(後略)

<解説>

1956年3月に文部省は独立後の教育体制の整備と義務教育水準の向上を図る目的で、文部大臣の諮問機関である教育課程審議会（以下「教課審」と略す）に対して「小学校・中学校教育課程の改善」について諮問した。その年度には答申は出されなかつたが、中学校の「職業的陶冶」について「中学校は中等普通教育を行うという基本的立場に立ち」「進学者・非進学者の別によって教育課程をはっきり区別したり、あるいは学校制度の変革をもたらしたりするような方法をとることは考えない」など、一定の中間的了解事項を確認していいた⁽¹⁾。この教課審は1957年9月に再開されたが、その際に文部省は「従来とはやや異なつた態度で諮問事項の説明」を行つた。これは、先の中教審の「科学技術教育の振興方策について」を教課審においても基本方針とするように要求したものであった。その際の初等中等教育局長の説明は以下のとおりである。

「この際とくに、道徳教育の徹底、基礎学力の充実、科学技術教育の向上を図ることに主眼をおき、また中学校におきましては、さらに職業的陶冶の強化を図ることも考慮して、教育課程の改訂を行ないたいと存ずるのであります。……第三の科学技術教育の向上につきましては、小・中学校を通じて、算数科、数学科、理科および科学技術に關係のあるその他の教科の改善充実を行なう必要があると存じます。とくに中学校におきましては数学科、理科の内容に検討を加え、かつ図画工作科、職業・家庭科など關係教科の再編成を行なうことが必要ではないかと考えます。しかしながら科学技術教育の向上を目指して、これらの教科の指導内容をどのように改善充実するか、關係教科の再編成はどう

したらよいか、どのような点に重点をおいて指導すべきであるか、また指導時間数をどの程度増加したらよいかなどの点に問題があると思います。

第四の職業的陶冶の強化につきましては、中学校に関する問題であります
が、中学校は義務教育の最終段階であるという立場を明確にいたし、第三学年
におきまして教科およびその指導時間数にいっそうの幅をもたせ、生徒の進
路・特性に応ずる指導をじゅうぶんに行ないうるように、教育課程の編成を考
慮する必要があるのではないかと存じます。もし、そのような方針をとるとい
たしますれば、必修教科と選択教科の関係をいかにするか、必修と選択を通
じて職業・家庭科をどの程度とするかなどの点に問題があると思います。」⁽²⁾

この基本方針が採択され、1957年3月に答申が出された。ここでは、中学校の教育課程に、科学技術教育の向上を図るという基本方針に基づいて必修教科としての技術科を、進路・特性に応ずる教育を強化するという基本方針に基づいて選択教科としての農業科・工業科・商業科・水産科・家庭科を新設することを答申している。そして「選択教科としての農業科・工業科・商業科・水産科・家庭科」は、1958年版学習指導要領に取入れられ、1962年度から実施された。これらの教科は職業準備のための基礎教育として性格づけられ、特に第3学年でいわゆる「就職組」の生徒を対象に行われた（「進学組」の生徒には英語や数学が教えられた）。この職業に関する教科が設置された当時の高校進学率は50%台であったが、その後急速に上昇し、1965年度には70%台に達し、その後もさらに上昇し続けた。そのために、下表に示すように職業に関する教科の履修は激減していった。

「職業に関する教科」の履修状況

教 科		1962 年度	1966 年度	1969 年度	1972 年度	1975 年度
農 業	学 校 数	2,846 (23.7)	776 (7.3)	206 (2.0)	19 (0.2)	8 (0.07)
	生 徒 数	170,508 (2.3)	19,522 (0.4)	4,888 (0.1)	321 (0.01)	135 (0.00)
工 業	学 校 数	3,372 (28.1)	1,024 (9.6)	258 (2.4)	51 (0.5)	1 (0.01)
	生 徒 数	139,695 (1.9)	26,006 (0.5)	5,643 (0.1)	640 (0.01)	4 (0.00)

商業	学校数	3,214 (26.8)	984 (9.2)	309 (2.9)	30 (0.3)	1 (0.01)
	生徒数	449,935 (6.1)	40,800 (0.7)	10,498 (0.2)	442 (0.01)	7 (0.00)
水産	学校数	160 (1.3)	78 (0.7)	39 (0.4)	12 (0.1)	3 (0.03)
	生徒数	10,195 (0.14)	2,408 (0.04)	1,018 (0.02)	564 (0.01)	361 (0.01)
家庭	学校数	5,062 (42.2)	1,528 (14.3)	410 (3.9)	41 (0.4)	2 (0.02)
	生徒数	337,518 (4.6)	41,097 (0.8)	7,774 (0.1)	586 (0.01)	13 (0.00)
薬業	学校数	—	6 (0.0)	—	—	—
	生徒数	—	114 (0.0)	—	—	—
計	学校数	14,654 (122.1)	4,396 (41.1)	1,222 (11.5)	153 (1.5)	15 (0.14)
	生徒数	1,107,851 (15.1)	129,947 (2.4)	29,821 (0.6)	2,553 (0.05)	520 (0.01)
学校総数		12,003	10,702	10,610	10,686	10,751
生徒総数		7,328,344	5,356,434	4,685,083	4,688,444	4,762,442

(注) 学校数及び生徒数は延数である。

()内の数字は、学校総数・生徒総数（学校基本調査による）に対する割合%。

『産業教育』Vol.12 (1962) No.11, Vol.20 (1970) No.8, Vol.25 (1975) No.10による。

(出典：隈部智雄「戦後中学校の選択教科をめぐる制度の歴史の概要」)
(日本教育学会教育制度研究委員会報告第5集(1988年3月)所収)

(注)

(1) 原正敏・内田糸編『講座現代技術と教育8 技術教育の歴史と展望』開隆堂
1975, p.205

(2) 奥田真丈監修『教科教育百年史』建帛社, p.949

7. 中学校学習指導要領 (1958. 10. 15)

〈資料7〉 中学校学習指導要領 第8節 技術・家庭

第1 目 標

- 1 生活に必要な基礎的技術を習得させ、創造し生産する喜びを味わわせ、近代技術に関する理解を与える、生活に処する基本的な態度を養う。
- 2 設計・製作などの学習経験を通して、表現・創造の能力を養い、ものごとを合理的に処理する態度を養う。
- 3 製作・操作などの学習経験を通して、技術と生活との密接な関連を理解させ、生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。
- 4 生活に必要な基礎的技術についての学習経験を通して、近代技術に対する自信を与え、協同と責任と安全を重んじる実践的な態度を養う。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として技術・家庭科の目標をなすものである。1は、基礎的技術について主として実践的活動を通して学習させ、必要な知識、技能、態度を身につけさせるという技術・家庭科の総括的目標であり、2、3、または4のいずれかにかかわる指導においても、常に1が根底にならなければならない。

第2 各学年の目標および内容

生徒の現在および将来の生活が男女によって異なる点のあることを考慮して、「各学年の目標および内容」を男子を対象とするものと女子を対象とするものとに分ける。

A 男子向き

〔第1学年〕

1 目 標

- (1) 設計・製図、木材加工・金属加工・栽培に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を養うとともに、技術と生活との関係を理解させ、ものごとを合理的に処理する態度を養う。
- (2) 設計・製図では、簡単な図面を正しく読んだり描いたりするのに必要な基礎的技術を習得させ、ものごとを計画的に進め、精密、確實に処理する態度を養う。
- (3) 木材加工・金属加工では、木材製品や金属製品の製作に関する基礎的技術を習得させ、造形的な表現能力を発展させるとともに、作業を安全かつ協同的に進める態度を養う。
- (4) 栽培では、栽培に関する基礎的技術を習得させ、栽培技術と自然環境との関係を理解させるとともに、作物を合理的に育成する態度を養う。

(中略)

B 女子向き

[第1学年]

1 目 標

- (1) 調理、被服製作、設計・製図、家庭機械・家庭工作に関する基礎的技術を習得させ、考案設計の能力を養うとともに、技術と生活との関係を理解させ、ものごとを合理的に処理する態度を養う。
- (2) 調理では、日常食の調理に関する基礎的技術を習得させ、青少年期の日常食の献立作成の能力を養うとともに、食生活を合理的に営む態度を養う。
- (3) 被服製作では、日常着の製作、被服の整理および簡単な編物に関する基礎的技術を習得させ、衣生活を合理的に営む態度を養う。
- (4) 設計・製図では、簡単な図面を正しく読んだり描いたりするのに必要な基礎的技術を習得させ、ものごとを計画的に進め、精密、確實に処理する態度を養う。
- (5) 家庭機械・家庭工作では、調理、被服の製作と整理に用いられる機械の正しい取扱および簡単な木材加工に関する基礎的技術を習得させ、生活を合理的に営む態度を養う。

(後略)

〈解説〉

先の教課審の答申を受けて、文部省は1958年3月に各教科ごとに「教材等調査委員会」を組織し、学習指導要領の編集に取りかかった。技術科は教課審の答申どおり、「男子向には工的内容を中心とする系列、女子向には家庭科的内容を中心とする系列」であったが、学習指導要領改訂案を発表する直前（7月）になって「技術・家庭科」という教科名になったとされている。このときに、家庭科教育関係者からの圧力があったことが、いろいろなところで指摘されている。当時、この技術・家庭科学習指導要領の作成委員長であった細谷俊夫は次のように述べている。

「・家庭科は、文部省ではやめたいという意向が強く、審議会の最初に課長は声明していたのです。それで『技術科』という教科名を全員で採択し、男は生産技術、女は生活技術というたてまえをとって、一応指導要領ができるまでは『技術科』でとおってきたのです。ところが、最後の段階で、当時の職業（教育）課長から電話がありまして、『ああいうようにきめてもらいましたが、最

後の印刷の段階で『技術・家庭科』になりましたので、事後承諾して下さいということだった。」⁽¹⁾

このような経過で、1957年10月にはじめて告示という形態で『中学校学習指導要領』が発表され、「技術・家庭科」が誕生した。この「技術・家庭科」は、3か年を通して総授業時間数315時間のうち、男子向きでは工的内容に295時間、栽培に20時間、女子向きでは家庭科的内容に220時間、工的内容に95時間を当てることが標準とされていた。また、女子向きには「家庭工作」や「家庭機械」や「設計・製図」という工的内容が約1/3の割合で入れられており、「家族」や「家庭経営」に関する領域が全面的に削除された。この女子向きにおける工的内容はこの後学習指導要領の改訂のたびごとに削減されていくことになる。この1958年版学習指導要領が出された直後に、「男子向き」と「女子向き」とに分けられたことによって、女子に対する技術教育の水準が著しく下げられたという批判があった。この批判は職業・家庭科の時期に女子が受けていた職業科教育とこの「女子向き」の工的内容との比較の中で出されたものであるが、その後の学習指導要領の改訂ごとによりその傾向は顕著になっていった。以下にその批判を引用しておく。

「『職業』や『職業・家庭』の時期は、教科の内容が幅広く用意されていて、そのなかから学校毎に選択する建前とされており、実際には、大幅な男女共通学習を軸とし、そのほかに部分的に男子は工的内容、女子は家庭科的内容を学習するのがふつうであった。したがって、『技術・家庭科』が男女の内容を截然と区切ったことは、義務教育のなかに男女間の差別を公然と持ち込んできたということができる。とくに問題なのは、男女によって内容がちがうだけでなく、女子の方の学習内容の水準が男子の内容に比して著しく程度の低いものになっていることである。こういう傾向は、『職業・家庭』の時期から底流としてあったのであるが、これが差別の制度として公然化されたことの意味はたしかめておかねばならない。」⁽²⁾

ここで批判されているような女子の技術教育の水準が低められたという問題は、1960年代に産教連の家庭科教師たちによって自覚されていった。そして、この問題を契機に家庭科教育の中に技術教育という新たな視点を取り入れた実践が生み出されていった。

他方、この1958年版学習指導要領によって家庭科が女子のみを対象とする教科に変質させられたことも指摘しておかなければならぬ。先にみたように、職業・家庭科の時代には家庭科的内容は男子にも開かれていた。教科書会社によって領域名は異なるが、男子用教科書には「家庭と生活」という項目が入っていた⁽³⁾。ところが、この1958年版学習指導要領以降、家庭科的内容は女子を対象としたものになり、その教育内容も家事処理的技能に傾斜していくのである。

(注)

- (1) 植村千枝「——細谷俊夫先生に聞く——技術・家庭科の成立期を回顧し今後の『技術教育』を考える」産教連『技術教育』No.264, 1974.7, p.50
- (2) 佐々木享「技術科教育の性格と目標」教育科学研究会『教育』No.196, 1966.5, p.43
- (3) たとえば、二葉紳の『生活の技術 都市生活』(1955年5月20日発行)の第1学年用の男子用教科書には、全体の頁数の1/4をさいて「IV 家庭と生活
1. 家族のみんなの向上 2. 家庭の経営 3. 食物と栄養 4. 身だしなみ 5. 住居と生活 6. 育児の手伝い 7. 休養と余暇 8. 家庭と職業」が書かれている。

(付記) 本稿脱稿後、職業・家庭科の時期の教科書に関する以下の論稿を執筆した。あわせて参照されたい。

横山悦生「職業・家庭科の教科書に関する研究(第1報)——男子用教科書における「家庭科的内容」の検討——」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第38巻(1980年3月)